

医療法人永仁会 永仁会病院

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立し、持てる能力を十分に発揮できるよう下記の通り行動計画を策定し、実施する。

1. 計画期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

2. 目 標

(次世代育成法)

- 1) リフレッシュ休暇を付与する。
- 2) 管理職対象の労務管理研修会を開催する。

(女性活躍推進法)

- 3) パート職員を正職員に登用する。
前年度実績 (1名) ➡ 数値目標 (1名以上)
- 4) 全職員対象のハラスメント研修会を開催する。
前年度実績 (0回) ➡ 数値目標 (1回以上)

(共通事項)

- 5) 相談窓口担当者とその役割について院内周知を図る。
ハラスメント、職場環境、心の健康、仕事と育児・介護の両立、・仕事と病気の両立、等

3. 取組内容・実施期間

- 1) リフレッシュ休暇付与 (毎年1回)
4月：勤続年数3年以上の者を対象として、毎年1～3日のリフレッシュ休暇を付与する。
- 2) 労務管理研修会 (1回以上)
4月～外部講師を依頼し、開催日程を調整する。
- 3) 正職員登用試験 (毎年1回)
2月：登用推薦受付
3月：登用面接実施
4月：正職員登用
- 4) ハラスメント研修会 (1回以上)
4月～外部講師を依頼し、開催日程を調整する。
- 5) 相談窓口担当者とその役割の院内周知
4月：職員掲示板に周知ポスターを掲示し、院内周知を図る。

4. 上記項目に留まらず、必要に応じて職員が働きやすい職場環境づくりに取り組む。

以上

女性の職業生活における活躍に関する情報の公表

令和6年3月1日現在

管理職に占める女性労働者の割合		全体
女性の管理職数（人）	A	4人
管理職数（人）	B	10人
管理職に占める女性労働者の割合（%）	A/B	40.0%

[医療法人永仁会]